

暮らす

情報ガイド



木村正幸さん(広瀬東在住・71歳)

週に3回、仲間と一緒に卓球でいい汗を流しています。また、ほかにも家庭菜園やゴルフ、海外旅行など、たくさんの趣味を持つことで、毎日が充実しています。

光化学スモッグに注意

光化学スモッグは、6月から8月くらいまでの間で、風が弱くて気温が高く晴れた日に発生しやすくなります。次のことに注意しましょう。

光化学スモッグ注意報などが発令されたら▼外出を控える▼屋外での運動を控える▼目やのどに刺激や痛みを感じたら室内に入る▼乳幼児、高齢者、病弱の方などは健康な成人より被害を受けやすいので注意する

目やのどが痛くなったら▼目がチカチカしたり、痛いときは洗眼する▼のどの痛みを感じたら、うがいをする▼洗眼やうがいをしても良くならないときは、医師の診断を受ける問合せ生活環境課へ内線3681

ご利用ください生活一時金を貸し付け

対象市内在住で一時的に資金(災害結婚、出産、入学、葬祭など使途が健全なもの)が必要な方 貸付限度額30万円 年利1.7% 償還期間3年以内 ※審査あり。連帯保証人が必要 申込み市民相談室へ内線1141

生活騒音にご注意を

家庭から出される生活騒音が、周りに思わぬ迷惑をかけていることがあります。お互いに、被害者にも加害者にもなってしまう生活騒音について、家の周りを点検し、次の音をチェックしてみましょう。

▼エアコンの室外機▼給湯器のボイラー音▼ステレオなどの音響機器からの音▼ピアノなど楽器の音▼犬、猫などの鳴き声▼車やバイクの音問合せ生活環境課へ内線3681

お済みですか

特別弔慰金の申請

市では、国による「戦没者の遺族に対する特別弔慰金」の申請を受け付けています。

内容額面40万円の10年償還の記名国債 対象平成17年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などの受給権者がいない戦没者の死亡当時の遺族1名。ただし、次の順に該当する方①弔慰金受給権者②子③生計が同一だった▼父母▼孫▼祖父母▼兄弟姉妹④生計が同一でなかった▼父母▼孫▼祖父母▼兄弟姉妹⑤前記以外で1年以上生計が同

年金Q&A

Q 国民年金保険料の納付が困難です。何かいい制度はありませんか？

A 経済的な理由や失業・災害などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請して承認されると保険料の納付が免除され、保険料を一部納付したことと同じになる「保険料免除制度」があります。本年度から、現行の全額免除・半額免除に加え、4分の3免除・4分の1免除が加わり、被保険者の方のそれぞれの

状況に応じた利用しやすい制度になりました。
※本人、配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ免除基準以下であることが条件となります。なお、申請が遅れると、免除が受けられない期間が生じることがありますので、ご注意ください。
問合せ保険年金課内線1055 所沢社会保険事務所へ ☎2998・0100

7月の茶の花号



茶の花号は月曜日が運休ですが、7月17日(海の日)は、東西・北中コースを臨時運行します。また、7月1日から名称が「市内循環バス」に変わ

りましたが、現在お持ちの「特別乗車証」は、そのままご利用いただけます。

問合せ生活環境課へ内線3692

献血にご協力ください

日時8月17日(木)、9時30分～16時 場所市役所1階エントランスホール 内容全血献血(200ml、400ml) 持参品ご自身を証明できるもの ※本人確認にご協力ください 問合せ健康推進課へ ☎2956・8050

老人保健の自己負担額を減額

現在、老人医療費を2割負担している方で、同一世帯の高齢者の平成17年の収入の合計額が一定額に満たない場合は、申請することで負担額が1割に減額になるか、自己負担限度額が1割になります。また、市民税非課税の方は、自己負担限度額が減額される場合があります。

●老人医療費

対象同一世帯に70歳以上の方(65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方を含む)が本人以外に▶いる場合…621万円 ▶いない場合…484万円 必要書類公的年金、給与などの源泉徴収票、所得(課税)証明書、確定申告書の写し(収入額を証明できる書類がない場合は不用)

●自己負担限度額の減額

対象▶世帯員全員が住民税非課税の方、または昭和15年1月1日以前生まれで、前年の合計所得金額が125万円以下の方と同一世帯の住民税非課税の方(ただし、同一世帯に他の住民税課税者がいる場合を除く)▶世帯員全員が住民税非課税で世帯員それぞれの所得が必要経費・控除(年金は80万円)を差し引いたときに0円の方 必要書類老人保健受給者証、健康保険証、印鑑、老人医療限度額適用・標準負担額減額認定証、所得が無いことを証明するもの
問合せ福祉課へ内線1515

7月15日～24日は夏の交通事故防止運動期間
子ども達が楽しみにしている夏休み、正しい交通ルールとマナーを習慣づけ、交通事故から子どもを守りましょう。この時期は、夏の開放感や行楽の疲労などから起こる交通事故が懸念されます。気持ちもシートベルトもしっかり締めて、ゆとりある運転を心がけ、交通事故の防止に努めましょう。

重点目標①児童・生徒の交通事故防止②自転車の交通事故防止③無謀運転や過労運転などの追放④交差点での交通事故防止 問合せ交通防犯課へ内線3692

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

次の要件に該当する住宅が、一定の改修工事を行った場合、その住宅にかかる120㎡までの床面積相当分の固定資産税が最長3年間、2分の1に減額されます。なお、申告書や必要書類などがありますので、事前に問い合わせてください。
要件①昭和57年1月1日以前に建てられた住宅②平成18年～27年までに現行の基準に沿った耐震改修工事を行った住宅③1戸当たりの耐震改修工事が30万円以上 問合せ資産税課へ内線1124

不用品の登録制度

譲ります▽ハムスターの飼育ケースと小物類▽ウオーキングシューズ(女性用、23cm)▽パイプベッド▽電子ピアノ▽空手着▽マット式ローラーマッシャー▽冷風扇◇ステレオ◇編み機◇B型ベビーカー◇プリンター◇テレビデオ(14インチ)
譲ってください▽家庭用陶芸窯▽パン焼き器▽三段ベッド◇洗濯機(7～8kg)◇卓上用電動ミシン◇工業用ミシン◇歩行器◇水槽(60cm幅)
※▽は有料、▽は無料、◇は応相談。利用は市内在住の方に限り。トラブルの際も対処してください。有効期限は6か月で再登録もできます 問合せ・登録月～土曜日、9時～15時30分(祝日を除く)に不用品登録専用電話へ2954・4953

ごみの持ち込みを受け付け

第一・二環境センター、リサイクルセンターでは、ごみの持ち込みを受け付けています。なお、法律の規制や施設の処理能力から受け入れられないものもありますので、ご注意ください。また、粗大ごみの収集予約は専用電話にお願いします。
受付時間▽平日：8時30分～11時30分、13時～15時30分▽土曜日：8時30分～11時30分(リサイクルセンターは土曜日は休み) 粗大ごみ受付専

上広瀬土地区画整理事業地内の保留地を公売

番号	地区	街区	画地	地積	総価格	用途地域
1	上広瀬地区	18	2	184.50㎡	1,937万2,500円	準工業地域
2		40	4	250.88㎡	2,483万7,120円	第1種住居地域
3		73	4	138.12㎡	1,284万5,160円	
4			16	179.48㎡	2,351万1,880円	

受付期間7月24日(月)～30日(日)、8時30分～17時(土・日曜日も受け付け)
抽選日時8月2日(水)、9時30分から 申込み上広瀬土地区画整理事務所へ2953-9961

用電話2953・2832(8時30分～15時30分、土・日曜、祝日は休み) 収集・処理できないものの洗濯機、ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、パソコン、自動車、オートバイ、ピアノ、薬剤、廃油、壁紙、建設廃材など 問合せ第一環境センターへ2953・2831